

★日本版 ISA(ニーサ)の導入

上場株式等の譲渡所得等及び配当等に係る10%軽減税率（所得税7%[※]、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%[※]、住民税5%）が適用されます。これら上場株式等の本則税率化に合わせて、平成26年1月1日より「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（日本版 ISA（愛称 ニーサ））が実施されることになりました。今回は、その概要についてご案内いたします。（深谷 綾子）

※復興特別所得税の導入により、平成25年から平成49年まで7%→7.147%、15%→15.315%となります。

◇利用可能者

◎居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者で、その年の1月1日において満20歳以上である者

◇非課税対象

◎非課税口座を通じて購入した上場株式や株式投資信託等の配当、譲渡益が対象となります。

◎既に特定口座や一般口座を持っていても、新たに非課税口座を開設することが可能です。

ただし、特定口座等で保有されている上場株式等を、この非課税口座に移すことはできません。

平成26年1月1日以降、非課税口座を通じて新たに購入する必要があります。

◎非課税口座は一人1口座で、他の金融機関等に重複して開設することはできません。

◇利用限度額

◎一人年間100万円です。これは上場株式等の買付代金です。

◎非課税枠の未使用分を翌年に繰り越すことはできません。

◎売却したことにより空いた非課税枠を利用して、再度、上場株式等を買付けすることはできません。

翌年の1月以降であれば、新たな非課税枠により、100万円まで買い付け可能です。

◎非課税投資総額は、最大で500万円（100万円×5年間）となります。

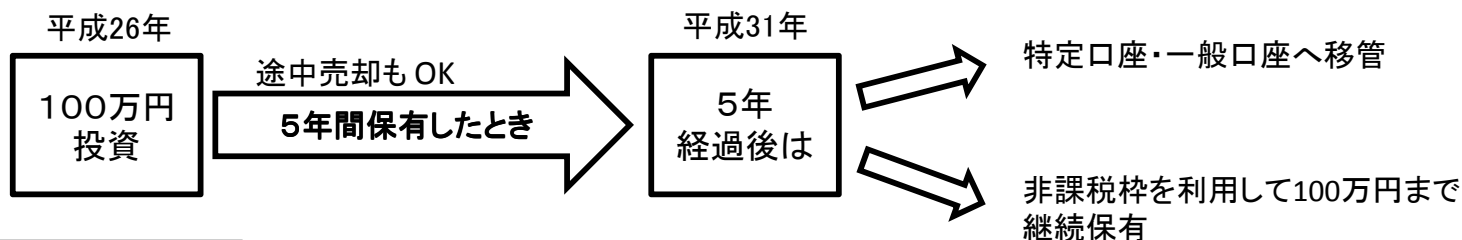
◇保有期間

◎購入した年の1月から起算して**最長5年間**保有できます。

◎途中売却はいつでも可能です。

◎口座開設可能期間は、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間です。

◎非課税期間5年が終わると、時価で課税口座（特定口座または一般口座）に移すか、翌年の非課税枠を利用してそのまま保有することが出来ます。



◇その他

◎非課税口座内上場株式等の譲渡損失は、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当金や譲渡益と損益通算することはできません。譲渡損失はないものとされます。ご注意ください。

◎口座開設可能期間は10年間ですが、金融機関等を変更できるタイミングは限られています。

例えば、平成26年に非課税口座を開設した場合、最初の4年間（平成26年1月1日から平成29年12月31日まで）は他の金融機関等に口座を変更することはできません。

購入する上場株式や株式投資信託等の内容を十分検討のうえ、非課税口座を開設する金融機関等を選択することが重要です。